

TaxFlash



タックスホリデーの新たな規則

インドネシア財務大臣は 2015 年 8 月 18 日付けで財務大臣規則 No.159/PMK.010/2015(以下「PMK 第 159 号」、発効日は 2015 年 8 月 16 日)を公布し、タックスホリデーの新たな規則を公表しました。これにより、従来のタックスホリデーに関する規則は廃止されました。

対象者

タックスホリデーは、以下の基準を満たす新たな法人納税者に適用されます。

1. 先駆的産業

- a) 上流工程の金属工業、
- b) 石油精製業、
- c) 石油・ガスを供給源とする基礎有機化学産業、
- d) 機械工業、
- e) 通信・情報産業、
- f) 海上輸送産業 (新規追加)、
- g) 農・林・水産品の加工業 (新規追加)、
- h) 経済特区 (Kawasan Ekonomi Khusus/KEK) における加工業 (新規追加)、および/または
- i) 経済インフラ産業 (新規追加) (官民協業 (Kerjasama Pemerintah dengan Badan Usaha/KPBU) 下の経済インフラを除く)

また、再生可能エネルギーが先駆的産業にもはや該当せず、タックスホリデーの対象外であることは特筆すべきでしょう。

2. 新規の資本投資計画

新規の資本投資計画に係る適法な最低投資額は依然として 1 兆ルピアです。ただし、先端技術を導入する通信・情報産業に従事する納税者については、当該投資額は 5000 億ルピアへの減額が認められます。

3. 銀行預金の形式による投資コミットメント

納税者は、計画された投資額の少なくとも 10%をインドネシア国内の銀行に預け、投資計画の実現前には預金を引き出さないことを記した誓約書を提出しなければなりません。最低預金額は承認が得られた場合にのみ預金されます(すなわち、承認から 7 日以内)。従来、納税者はタックスホリデー申請書の提出前に当該金額を預ける必要がありました。

4. 新規設立企業

2011 年 8 月 15 日以降に設立された企業であること。

5. 負債資本比率

別途の財務大臣規則にて規定される予定の新たな基準では、法人税目的における特定の負債資本比率を満たすことが納税者に対し要求されます。別途の当該財務大臣規則がまだ公布されていないため、当該基準の詳細は今のところ不明です。

その他の要件

- タックスクリアランス**—法人である居住者または恒久的施設の形態を取るタックスホリデー申請者の株主は、これらの納税者が国有企業またはインドネシア証券取引所に上場されている場合を除き国税総局(DGT)から交付されるタックスクリアランスレターを入手しなければならない。
- みなし外国税額控除**—PMK 第 159 号では、投資者国における国内規定またはインドネシアとの租税条約において、みなし外国税額控除に関する規則を設けることは今後要求されない。
- 事前確認制度(APA)**—輸出を主な事業とするタックスホリデー申請者は、その承認後直ちに APA 申請を提出しなければならないことが示唆されている(次項の「タックスホリデーの承認に影響する追加条件」を参照)。

従来の規則にて規定されている通り、税務優遇措置を享受した納税者は当該タックスホリデーを享受することは認められず、逆の場合も同様です。

優遇措置

以下に新旧規則下における税務優遇措置の内容を比較しました。

優遇措置	旧規則	新規則
a) 法人税(CIT)免税	商業生産の開始後 5~10 年間	免除規定はない
b) 法人税減税	法人税免税期間の終了から 2 年間、法人税額の 50%を減税	<ul style="list-style-type: none">商業生産の開始後 5~15 年間、法人税額の 10%~100%が減税となる通信・情報産業は最大で 50%の減税となる国益にかなうとみなされる場合は減税期間が 20 年間に延長される場合がある

タックスホリデーの申請に関する変更点

1. ワンストップサービス

申請プロセスは現在、投資調整庁(Badan Koordinasi Penanaman Modal/BKPM)にて一元的に管理されています。今後、工業省での申請は受け付けられません。

2. 財務省レベルでの裁定

今後の裁定は財務省レベルで行われることになります。PMK 第 159 号ではインドネシア大統領との協議は要求されません。

3. 報告要件 – 関連企業間取引

タックスホリデー申請が承認されると、納税者は預入資金、投資および生産の実現に関して定期的な報告を提出することが要求されます。当該義務に関する詳細と期限は国税総局規則にて規定される予定です。

これらの報告に加えて、PMK 第 159 号では納税者に対し関連企業間取引のデータの提出が要求されます。

タックスホリデーの承認に影響する追加条件

納税者が資本投資の実現および投資額の 10%を最低額とする銀行預金、並びに定期報告の提出を怠った場合、タックスホリデーの承認が取り消されることがあります。

上記に加えて、PMK 第 159 号では以下のいずれかの状況下でもタックスホリデーの承認が取り消されることが規定されています。

1. 以下のいずれかの禁止事項に違反する場合

- a) 外国または別の会社から移転された中古の資本財を輸入または購入すること、
- b) 先駆的産業に該当せず、当初の投資計画と一致しない主要事業を運営すること、
- c) 優遇措置の適用期間において自社の資産を譲渡、またはその所有者を変更すること(例外として、新しい資産がより生産的である、または株式がタックスクリアランスレターを有する納税者に譲渡される、あるいは証券取引所への上場プロセス(株式公開)を経て譲渡される場合を除く)、
- d) タックスホリデー期間の終了から 5 年以内に自社の投資をインドネシアの他地域または外国に移転させること、および/または
- e) タックスホリデー期間の終了から 5 年以内に、タックスホリデー期間とそれ以降の期間との間で損益を移動させるために自社の記帳方法を変更すること

2. 輸出が主な事業で、関連企業間取引がある納税者が事前確認制度を申請しない場合(これはタックスホリデーの申請要件には含まれていないが、APA 申請をしなければタックスホリデーの承認が取り消されるため、輸出が主な事業である納税者にとって APA 申請の提出は必須であることが示唆されている)、および/または

3. 租税回避または脱税(独立企業間の原則に従わない移転価格の設定を含む)を働くためにタックスホリデーを濫用する場合

経過規定

PMK 第 159 号では以下の経過規定が設けられています。

1. 従来の財務大臣規則に基づき税務優遇措置が既に承認された納税者は、優遇期間の終了まで継続してそれを享受できる。
2. 従来の財務大臣規則に基づき作成され、2015 年 8 月 16 日以前に工業大臣または投資調整庁長官が財務大臣に提出した承認提案は、従来の財務大臣規則に基づき処理される。

申請期間

投資調整庁長官は、PMK 第 159 号の発効日から 3 年間(すなわち、2018 年 8 月 15 日まで)に限り、財務大臣に対し税務優遇措置の承認提案を提出することができます。

上記の国際税務アップデートに関してご質問等ございましたら、PwC の御社担当者までご連絡ください。

Your PwC Indonesia contacts

Abdullah Azis
abdullah.azis@id.pwc.com

Adi Poernomo
adi.poernomo@id.pwc.com

Adi Pratikto
adi.pratikto@id.pwc.com

Alexander Lukito
alexander.lukito@id.pwc.com

Ali Widodo
ali.widodo@id.pwc.com

Andrias Hendrik
andrias.hendrik@id.pwc.com

Anthony J. Anderson
anthony.j.anderson@id.pwc.com

Anton Manik
anton.a.manik@id.pwc.com

Antonius Sanyojaya
antonius.sanyojaya@id.pwc.com

Ay Tjhing Phan
ay.tjhing.phan@id.pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@id.pwc.com

Engeline Siagian
engeline.siagian@id.pwc.com

Enna Budiman
enna.budiman@id.pwc.com

Felix MacDonogh
felix.macdonogh@id.pwc.com

Gadis Nurhidayah
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

Gerardus Mahendra
gerardus.mahendra@id.pwc.com

Hanna Nggelan
hanna.nggelan@id.pwc.com

Hendra Lie
hendra.lie@id.pwc.com

Ivan Budiarnawan
ivan.budiarnawan@id.pwc.com

Laksni Djuwita
laksni.djuwita@id.pwc.com

Lukman Budiman
lukman.budiman@id.pwc.com

Mardianto
mardianto.mardianto@id.pwc.com

Margie Margaret
margie.margaret@id.pwc.com

Parluhutan Simbolon
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

Peter Hohtoulas
peter.hohtoulas@id.pwc.com

Runi Tusita
runi.tusita@id.pwc.com

Ryuji Sugawara
ryuji.sugawara@id.pwc.com

Soeryo Adjie
soeryo.adjie@id.pwc.com

Sutrisno Ali
sutrisno.ali@id.pwc.com

Suyanti Halim
suyanti.halim@id.pwc.com

Tim Watson
tim.robert.watson@id.pwc.com

Tjen She Siung
tjen.she.siung@id.pwc.com

Yessy Anggraini
yessy.anggraini@id.pwc.com

Yuliana Kurniadja
yuliana.kurniadja@id.pwc.com

Yunita Wahadaniah
yunita.wahadaniah@id.pwc.com



www.pwc.com/id

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to maria.purwaningsih@id.pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2015 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.